

# 労災保険

## ご利用の場合

今回お支払いいただいた義肢装具の代金は、  
処方日から2年以内にご加入の労災保険に申請することにより、  
審査の上、負担率に応じて給付(還付)されます。

※代金給付(還付)の可否は保険者の判断によりますので予めご了承ください。  
※詳細な手続きについては、各機関の担当窓口にてご確認ください。

STEP  
1



### 申請書類

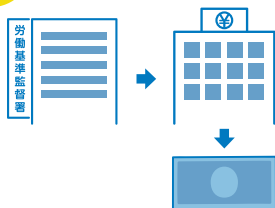
- 意見および装着証明書
- 領収書 (明細書を添付している場合は取り外さないでください)
- 療養給付たある療養の費用請求書 (業務災害用または通勤災害用)

STEP  
2



請求書は必要事項を記入していただき、  
上記の申請書類(原本)とあわせてお勤め先の労務担当者へ  
ご提出ください。

STEP  
3



労働基準監督署による審査の上、後日、全額給付されます。